

山口県屋外広告業監督処分要領

第1 目的

この要領は、屋外広告業者に対する山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号）に基づく処分を行うための基準及び手続並びに無登録業者に対する措置を定め、もって本条例の適正な執行に資することを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において使用する用語は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、山口県屋外広告物条例及び山口県屋外広告物条例施行規則（昭和42年山口県規則第5号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 土木建築事務所 屋外広告物に関する事務を担当する土木建築事務所をいう。
- (2) 市町 山口県内の市町（下関市を除く。）をいう。
- (3) 条例 山口県屋外広告物条例及び屋外広告物法の規定に基づく事務処理の特例に関する条例（平成20年山口県条例第3号）の規定に基づき市町が定める条例をいう。
- (4) 法令違反行為 条例に罰則が定められている行為をいう。
- (5) 違反点数 法令違反行為の違法性の度合いを評価する数値をいう。
- (6) 不正登録業者 不正の手段を用いて山口県屋外広告物条例第22条第1項の登録を受けた者をいう。
- (7) 無登録業者 登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (8) 違反広告物 条例の規定に違反する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件をいう。

第3 法令違反行為及び違反点数

法令違反行為及びこれに与える違反点数は、別表1のとおりとする。

第4 法令違反行為を行った者に対する措置

1 登録業者に対する措置

(1) 違反点数の告知等

ア 違反点数の予告

土木建築事務所の長又は市町の長（以下「土木建築事務所の長等」という。）から登録業者に対し違反広告物の是正を文書指導した旨の文書報告があったとき、又は登録業者の法令違反行為（不正の手段により登録を受ける行為を除く。）を確知したときは、知事は、当該登録業者に対し、違反点数予告書（様式第1号）を送付することにより、当該違反行為に係る違反点数を予告する。

イ 違反点数の告知

(ア) 土木建築事務所の長等から文書報告があった場合

土木建築事務所の長等から、アの登録業者に対し勧告、措置命令若しくは除却命令を行った旨、又は措置命令若しくは除却命令に従わなかった旨の文書報告が

あったときは、知事は、当該登録業者に対し、別表1に定める違反点数を付し、違反点数告知書を送付する。この場合の違反点数は、違反広告物の個数にかかわらず、法令違反行為を1件として計算する。

(イ) (ア) 以外の場合

違反点数の予告を行った日から1か月を経過しても、法令違反行為の是正又は是正計画の提示がないときは、知事は、当該登録業者に対し、別表1に定める違反点数を付し、違反点数告知書（様式第2号）を送付する。その後も改善がない場合は、2か月を経過するごとに違反点数を付し、違反点数告知書を送付する。

(2) 監督処分

過去5年間の累積違反点数が10点以上となった登録業者は、原則として別表2により処分し、その商号、氏名及び住所（法人の場合は主たる事務所の所在地。以下同じ。）を公表する。これらの処分は、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第31号）に基づく聴聞を行った上で、営業停止命令書（様式第3号）又は登録取消通知書（様式第4号）を配達証明郵便で送付して行う。

なお、処分の対象者が営業の停止と登録の取消しのいずれにも該当する場合は、登録の取消しを行うものとする。

おって、営業停止を命ずる場合は、違反点数により計算した営業停止の期間が6月を超える場合は6月を限度とする。

(3) 過料処分

過去5年間に同一の法令違反行為（過料に相当するものに限る。）について3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として違反点数1点当たり1万円（5万円を限度）として計算した額の過料を科す。

過料処分は、過料処分告知書（様式第5号）を配達証明郵便で送付して弁明の機会を付与した上で、過料処分決定通知書（様式第6号）を配達証明郵便で送付して行う。

(4) 刑事告発

登録が取り消された者及び過去5年間に同一の法令違反行為（同一の違反広告物に係るもの及び過料に相当するものを除く。）について3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として告発し、その商号、氏名及び住所を公表する。ただし、知事の求める報告、検査を拒むなど、悪質と認められる場合は、直ちに告発する。

なお、告発対象は、公訴時効を考慮し、過去3年以内のものとする。

2 不正登録業者に対する措置

(1) 監督処分

不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。登録の取消しは、山口県行政手続条例に基づき聴聞を行った上で、登録取消通知書（様式第4号）を配達証明郵便で

送付することにより行う。

(2) 刑事告発

不正の手段により、登録を取り消された者については、知事は、原則として告発し、その商号、氏名及び住所を公表する。

なお、告発対象となる法令違反行為は、公訴時効を考慮し、過去3年以内のものとする。

3 無登録業者に対する措置

(1) 警告

土木建築事務所の長等から、無登録業者に対し文書で違反広告物の是正を指導した旨の文書報告があったとき、又は無登録業者が屋外広告業を営んだことを確知したときは、知事は、警告書（様式第7号）を送付することにより警告する。ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、初回に限り口頭で警告する。

警告書を送付した日から2か月（この間に、土木建築事務所の長等から条例の規定に基づく措置命令又は除却命令を受け、当該命令に従わない場合は、当該命令がされた日から2週間）を経過しても登録を受けず、又は登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、再度、警告書を送付し、その後も改善がない場合は、2か月を経過するごとに同様に警告する。

(2) 刑事告発

警告書の送付を3回以上行った無登録業者については、原則として告発し、その商号、氏名及び住所を公表する。ただし、知事の求める報告、検査を拒むなど、悪質と認められる無登録業者については、直ちに告発する。

なお、違反広告物の表示又は設置に係る法令違反行為があれば、合わせて告発の対象とする。

4 広告主等に対する措置

(1) 通報

登録業者又は無登録業者が法令違反行為をし、1から3により違反点数予告書、違反点数告知書又は警告書を送付した場合で、当該違反行為に係る違反広告物があるときは、当該違反広告物の広告主及び当該違反広告物の表示場所として土地、建物等を提供している者（以下「広告主等」という。）に対して、その旨を記載した通報書（様式第8号）を送付する。

(2) 刑事告発

法令違反行為をした登録業者又は無登録業者を告発する場合で、広告主等が当該法令違反行為を共謀し、教唆し又は幫助したと認められるときは、原則として当該共謀、

教唆又は幫助をした者を合わせて告発し、その商号、氏名及び住所を公表する。
なお、広告主等の告発は、法令違反をした者の告発手続に合わせて行う。

第5 他の地方公共団体への通知等

1 通知

知事は、屋外広告業者の処分をしたときは、当該業者の商号、氏名、住所、処分の内容、処分の期間等を下関市長に通知する。

2 他の地方公共団体における処分

他の地方公共団体が山口県において屋外広告業の登録をしている屋外広告業者を処分したときは、知事は、当該屋外広告業者に対して文書勧告を行うことができる。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

別表1

法令違反行為	違反点数	(参考) 条例に定める刑事罰等	
		根拠条文	内容
登録を受けずに屋外広告業を営む行為	—	第28条第1号	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
不正の手段により登録を受ける行為	—	第28条第2号	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10点	第28条第3号	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5点	第29条	50万円以下の罰金
違反広告物等を表示し又は設置する行為	3点	第30条第1号	30万円以下の罰金
許可を得ずに広告物等を変更し、又は改造する行為	3点	第30条第2号	30万円以下の罰金
除却すべき広告物等を除却しない行為	3点	第30条第3号	30万円以下の罰金
禁止広告物等に関する措置命令に違反する行為	3点	第30条第4号	30万円以下の罰金
変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	3点	第30条第5号	30万円以下の罰金
業務主任者を選任しない行為	3点	第30条第6号	30万円以下の罰金
屋外広告物に関し、報告、検査を拒む等の行為	2点	第31条第1号	20万円以下の罰金
屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2点	第31条第2号	20万円以下の罰金
廃業等の届出を怠る行為	1点	第33条第1号	5万円以下の過料
標識を掲げない行為	1点	第33条第2号	5万円以下の過料
帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	1点	第33条第3号	5万円以下の過料

別表2

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり1日として計算した期間、営業停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり10日として計算した期間、営業停止
登録の取消し	不正の手段により登録を受けた者	登録の取消し
	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し